

舞鶴市議会基本条例（素案）に対する意見と意見に対する舞鶴市議会の考え方

A：意見を踏まえて修正を行うもの

B：意見の趣旨を具体的な取組に関する計画において検討するもの

C：意見の趣旨がすでに盛り込まれているもの

D：意見に対する市議会の考え方を説明し案どおりとして理解いただくもの

E：案に対する間接的な意見に対し、市議会の考え方を説明するもの

No.	対象箇所	提出された意見の概要	対応区分	意見に対する市議会の考え方
1	全般	市議会に提案されている重要議案は率先して公開し、市民の意見を聴くことが必要。また、提案されている議案は市民からの求めに応じ採決前にでも公開することを求める。条例にも明示すべき。	C	情報の公開と市民意見の聴取については、素案第3条（議会の活動の原則）、第4条（議員の活動の原則）、第9条（広報及び広聴の充実）、第10条（市民の参画）等において、重ねて記載しております。 なお、議会に提案された議案は、その日のうちに、議会ホームページに掲載するとともに、市政情報コーナー等に配架し、市民の皆さんに御覧いただける状態としているところです。
2	全般	議員の発言時間を制限するのではなく、十分な審議を保障することを明示すべき。	C	第4条（議員の活動の原則）や第18条（委員会の活動）等の規定に基づいて、十分に審議することとしております。
3	全般	素案は、意見交換会の際の資料と比べると、簡略化され、市民にとっては分かりづらいものになっているが、後退したのはなぜか。	D	前文において議会改革の理念と目指すべき目標を定め、その実現に向けた議会の決意を宣言し、条例ではそのために必要な基本的事項を定めております。
4	全般	抽象的な議会用語の羅列で、具体的な議会の施策が見えてこない。「趣旨及び考え方」において説明するなど、具体性を持たせるべき。	D	その上で、これを実現するための具体的な取り組みにつきましては、第24条（条例の確実な履行）に記載してありますとおり、議員の任期4年間を計画期間とする実行計画において明示することとしております。

5	全般	<p>素案では具体的な内容は示されず、実効性については何の担保もない。</p> <p>市民の負託に応えるためには、各条文について、具体的にどのように実行していくのか、その道筋が示されなければならない。</p> <p>「趣旨及び考え方」で、具体的な方策、実行内容を示すべき。</p>	D	<p>条例では、第1条に規定する目的を達成するために必要な基本的事項を定めております。</p> <p>これを実現するための具体的な取り組みにつきましては、第24条（条例の確実な履行）に記載しておりますとおり、議員の任期4年間を計画期間とする実行計画において明示することとしております。</p>
6	全般	<p>全体に「市勢」と「市政」という同じ読みの言葉が出てきており、意味はそれぞれあるが、混同される可能性もあるため、分かりやすい表現にできないか。</p>	A	<p>意図するところを端的に表現するため、このような書きぶりとしております。検討の結果、条例の規定は素案どおりといたしますが、前文の「趣旨及び考え方」に、「市勢」及び「市政」の解説を次のとおり追加します。</p> <div data-bbox="1144 730 2069 1078" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>市勢</b></p> <p>人口・産業・経済などからみた市全般にわたる動勢を指しています。市全般の「市勢」の発展に寄与するための議会の決意として、前文、第1条及び第4条第1号においては「勢」を使用しています。</p> <p>また、第3条第1号、同条第2号及び第4条第3号では「市政」を用いていますが、ここでは、市の政治の仕組みを一般に想定し、それを持続的に発展させるという意味合いで政治の「政」を使用しています。</p> </div>
7	前文	<p>前文にあるように、市民の多様な意見を的確に把握することが議会の責務としているなら、その前提条件として、「情報提供」や「説明責任」がなければ、市民は意見の持ちようがないのではないかと。</p>	C	<p>第3条（議会の活動の原則）において、情報を積極的に公開すること、説明責任を果たすことを活動の原則として定めております。</p>

8	第1条 (目的)	意見交換会の際に示された案では、目的に「舞鶴市議会の基本理念」という言葉が入っていたが、今回の素案で「基本理念」が削除されているのはなぜか。	D	前文においてこの条例を制定するに至った背景と必要性を示し、議会改革の理念と目指すべき目標を定め、その実現に向けた議会の決意を宣言しました。 また、そのために必要な基本的事項を条例に定める旨を第1条(目的)に規定することとして整理したものです。
9	第1条 (目的)	「市民福祉の向上」について、用語解説で、「市民個人の幸せ感、豊かさ感」とされているが、個人の価値観や感性で決まるもので、大変曖昧であり、議会がどの方向に向かって進むのかが分からなくなるため、具体的に何を目指すのかを明示すべき。	D	御指摘のとおり「市民の幸せ感」や「豊かさ感」につきましては、個人の価値観等によりそれぞれ違うものでありますが、市民に議会の目的とするところのイメージを持っていただくため、議会としての考え方を解説したものであります。 第1条(目的)に記載しておりますとおり、議会及び議員は、市民の負託に応えることにより、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することとし、そのための基本的事項を各条において定めております。また、その実現を図るために、第24条(条例の確実な履行)に記載しておりますとおり、議員の任期4年間を計画期間とする実行計画を策定し、活動していくこととしております。
10	第3条 (議会の活動の原則)	「市民の多様な意見の把握」や「積極的な情報公開と説明責任」などが掲げられているが、具体的にどんな方法で実現するのかが重要で、それを明確に説明すべき。	D	条例では、第1条に規定する目的を達成するために必要な基本的事項を定めております。 その上で、これを実現するための具体的な取り組みにつきましては、第24条(条例の確実な履行)に記載しておりますとおり、議員の任期4年間を計画期間とする実行計画において明示することとしております。
11	第4条 (議員の活動の原則)	「議員相互間の自由な討議」が強調されているが、どんな方法で議員間の討議を実現するのか、具体的に説明すべき。	D	
12	第5条 (議長の責務)	議長の責務として、「中立公平な議会運営」が強調されているが、それをどんな方法で実現するのか説明すべき。	D	本条は、議長は二元代表制の一翼を担う議会を代表する者であり、その地位の重要性や責任の重さに鑑み、その行動原則を責務として明示的に規定したものです。議長は常にこの原則に従い行動することとする行動規範を示したものでありますので、個別具体の手段については記載していません。

13	第 6 条 (会派)	第 6 条 (会派) の「政策を中心とした同一の理念」とは、具体的にどうということか。	D	政治上の方針や手段の根本の考えが同じであることと考えております。
14	第 10 条 (市民の参画)	議会説明会や市民懇談会を議会として行い、市民の意見を広く聴くことを、曖昧な表現ではなく明示すべき。	D	第 10 条 (市民の参画) において、市民の多様な意見を聴く機会を設けることを規定しており、具体的な取り組みにつきましては、第 24 条 (条例の確実な履行) に記載しておりますとおり、議員の任期 4 年間を計画期間とする実行計画において明示することとしております。
15	第 10 条 (市民の参画)	市民と意見を交換する機会を設けることや公聴会制度・参考人制度の活用に「努める」とされているが、議会の決意のほどが危ぶまれるため、断定的な表現に変えるべき。	D	全ての案件において参考人等から専門的な意見をお聴きすることとすると、迅速な審議を要する案件に対応できなくなる場合が起こり得ることから、断定的な表現とはしていません。 また、前文において議会としての決意を述べているところであり、この決意の下での規定であることから、本条例のその他の規定と合わせた表現としています。
16	第 12 条 (質疑及び質問)	質問形式は、一括、分割、一問一答のいずれかを選択することができるが、市長が答弁する代表質問は、一括方式に限定されているため、その理由を説明すべき。	B	代表質問は、施政方針に基づく市政全般の課題を内容とすることから、俯瞰的かつ包括的な観点から一括方式での質問としていますが、今後、質問の方式のあり方につきましては、御意見を踏まえて、実行計画を策定する中で、検討していきます。
17	第 12 条 (質疑及び質問)	一括や分割では、質問に対する答弁がどうなのか大変分かりづらいため、市民に分かりやすいものにするのが条文の趣旨であれば、一問一答方式が最善ではないか。	B	質問の内容等により質問方式の選択ができることとしています。 市民に分かりやすいものとするため、御意見を踏まえて、一問一答方式のあり方を含め、質問の方式全般にわたり、実行計画を策定する中で、検討していきます。

18	第 15 条 (説明等の要求)	市長等に対する説明等の要求の部分では、意見交換会の際の案と比べて分かりにくいものになっている。「趣旨及び考え方」で詳しく説明すべき。	C	意見交換会の際に示した事項につきましては、「趣旨及び考え方」において示しております。
19	第 15 条 (説明等の要求)	議会は市民に対して説明責任を負っており、市長等に対して説明等を求めるのは、議会として当然であるため、「求めることができる」ではなく、「求める」という表現に変えるべき。	D	本条の規定は、議会に対して説明や資料を要求する権利又は能力を新たに付与したものではなく、議会が審議に当たって必要な説明や資料が十分でないと判断した場合において市長等にこれを要求するという裁量権を明示したものであり、素案のとおりとします。
20	第 19 条 (政務活動費の活用)	政務活動費は、健全な議員活動を行うために当然の権利だと思うが、それに対して、収入と支出の報告の義務も生じると思う。 そこで、地方自治法第 100 条第 15 項及び 16 項の文言を、素案第 19 条の政務活動費の部分の第 3 項及び第 4 項として追加してはどうか。それにより議員活動の透明性が増すと思う。	D	第 19 条(政務活動費の活用)の規定により委任している「舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例」は、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づいて制定しており、趣旨は十分に踏まえておりますことから、条例に規定しておりません。

21	第 21 条 (議会図書室 の充実等)	<p>図書館法（第 3 条第 1 項第 4 号）において、図書館は、地方公共団体の議会に附置する図書室（議会図書室）と連携・協力し、図書館資料の相互貸借の実施に努めなければならないとされている。</p> <p>素案第 21 条にある議会図書室の充実はもちろんのこと、特に市の公立図書館のレファレンスサービスを充実させることも議会活動の充実につながり、なおかつ「市民福祉の向上」にもつながると考えられることから、その内容を素案に追加してはどうか。</p>	B	<p>第 24 条（条例の確実な履行）に記載しております議員の任期 4 年間を計画期間とする実行計画の策定の際、御意見を踏まえて、議会図書室の充実を図る取り組みとして、検討します。</p>
22	第 24 条 (条例の確実 な履行) 第 25 条 (条例の見直し)	<p>「議会基本条例特別委員会」を設置して、任期を通して協議を行い、その議事録を公開するべき。</p>	D	<p>条例の履行及び見直しにつきましては、第 24 条（条例の確実な履行）及び第 25 条（条例の見直し）の規定に従い、議員の任期を計画期間とする実施計画に基づき着実に実施していくこととしております。また、具体的な実施主体につきましては、今後検討することとし、その会議、議事録は原則公開します。</p>
23	その他	<p>なぜ今日まで条例制定作業が遅れたのか。</p>	E	<p>舞鶴市議会では、活動内容を重視した「第 19 期議会活動基本計画」を策定し、様々な取り組みを積み重ねてきました。その活動を後戻りさせないよう今回条例化することとしました。</p>
24	その他	<p>議会の最高規範を決める重要な案件のはずなので、「市議会だより」で特集を組むなど、パブリック・コメントの実施について、市民に周知するべきだったのではないかと。</p>	E	<p>4 月末に発行した「市議会だより」の掲載には間に合いませんでしたが、「市議会ホームページ」をはじめ、「広報まいづる」への掲載、公共施設へのチラシの配架などにより周知に努めました。</p>

25	その他	<p>提出意見の取り扱いとして、提出意見の概要と市議会の考え方を公表することになっているが、概要では市民の意見そのものが簡略化され、具体性を失い、議会の解釈でいかようにもなる。提出意見の全文と議会の見解を公表すべき。</p>	E	<p>舞鶴市議会パブリック・コメント手続要綱第6条（意見の考慮等）において、提出意見の取り扱いを定めておりますので、規定に従い取り扱います。</p>
26	その他	<p>公聴会制度の活用を掲げるのなら、基本条例の制定に当たっても公聴会制度を活用するべきではなかったか。</p>	E	<p>公聴会制度は、公述人の数が限られることから、より多くの市民の意見を聴くことを目的に、意見交換会を開催しました。</p>